

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

各保育所（園）長 様
地域型保育事業者 様

北九州市子ども家庭局長
福島 俊典

緊急事態宣言に伴う家庭での保育のお願いについて（依頼）

令和 2 年 4 月 7 日（火）、本市が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に指定されました。

保育所（園）等の運営については、国の通知に基づき、保育の規模を縮小した上で開所（園）することといたします。

このため、令和 2 年 5 月 6 日（水）までの間、感染防止のため、保護者の方には登園を控えるよう要請いたします。

本日、保育三団体（北九州市保育所連盟・北九州市私立保育園連盟・北九州市保育士会）と北九州市子ども家庭局で協議した結果、次のように取扱うことといたしましたので、各施設においてはご対応をお願いいたします。

記

1 保護者への周知

別紙「緊急事態宣言による保育所（園）の利用について（お願い）」を各保育所（園）等の全入所児童の保護者に配布し、感染防止のため、登園を控えるよう協力を依頼してください。

2 保育料について

4 月 8 日（水）以降、家庭保育の要請期間中に登園しなかった場合の保育料については日割り計算し、徴収額の減額を行います（具体的な手続き等については別途通知いたします）。

3 施設等給付費について

通常どおり給付費を支給します。

4 添付資料

- （1）令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課通知「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」